平成２１年（フ）第５７１号
千葉県松戸市西馬橋１丁目９番地の15
債務者　戸塚　好夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７４号
千葉県松戸市高塚新田494番地の13梨香台団地10棟411号室
債務者　湯浅　　猛
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９４号
千葉県野田市堤台178番地の６コーポ江戸川201
債務者　岡田　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６１３号
千葉県松戸市上本郷849番地の２ロイヤルステージ北松戸303号
債務者　志村　　満
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９３６号
福岡県中間市大字上底井野176番地32
債務者　松岡　次惠
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９６４号
北九州市門司区奥田４丁目７番33号
債務者　南郷久美子（旧姓眞柴）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４７６号
川崎市高津区諏訪３丁目18番43号　ハイムすぷりんぐ101
債務者　宮本　靖弘
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
川崎市高津区諏訪３丁目18番43号　ハイムすぷりんぐ101
債務者　春日　　健
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
青森市大字駒込字蛍沢11番地78、破産手続開始申立時の住所青森市大字幸畑字松元43番地10
債務者　雪田　和佳
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
青森市大字駒込字蛍沢48番地122
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字二西田40番地40
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２３６号
青森県黒石市八甲36番地２
債務者　高田　ユキ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４３号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野169番地９コーポ平川２号館３号、申立時の住所青森県青森市浪岡大字杉沢字上福田53番地３
債務者　工藤登志子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４６号
青森県弘前市大字城東中央５丁目１番地３ロングビューハウス205号
債務者　伊藤　麻美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９２５号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字須原５番地の１
債務者　信田　亨子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３号
茨城県日立市森山町１丁目28番16号
債務者　長山　友子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１３４号
茨城県日立市森山町１丁目28番16号
債務者　長山　順一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２３３４号
神奈川県大和市福田８丁目３番地17　パティオＨＡＧＩ205
債務者　関根　眞邦
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部